

令和 7 年度高砂市障がい者就労施設等からの 物品等の調達の推進等を図るための方針

1 趣旨

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年度における障がい者就労施設等からの物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための方針を定める。

2 適用範囲

この方針の適用範囲は、本市の全ての行政組織が発注する物品等の調達について、予算の適正な執行に配慮し適用する。

3 物品等の調達目標

本市が調達の推進を図る物品等の調達目標は、次のとおりとする。

令和 7 年度 物品等の調達目標額	4,327 千円
-------------------	----------

4 物品等の調達の推進方法

- (1) 障がい者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各部局に対してその情報を提供する。
- (2) 各部局において優先調達の可能性について十分に検討し、障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進を図ることとする。

5 調達実績の公表

調達実績については、法第 9 条第 5 項の規定に基づき、会計年度の終了後、調達の実績の概要を取りまとめ、市ホームページを通じて公表するものとする。

6 調達方針の担当窓口

この調達方針の担当窓口は、福祉部生活福祉室障がい福祉課とする。